

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 令和5年11月16日（木）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉淵教育長 中上委員 森委員 四王天委員 大塚委員 木村委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

令和5年11月16日（木）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

2023年度 横浜市教育センター研究発表会「社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義」の実施について

中学校給食の安全対策に関する取組状況について

3 審議案件

教委第34号議案 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に関する意見の申出について

教委第35号議案 横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する意見の申出について

教委第36号議案 教職員の人事について

4 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉淵教育長

それでは、ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

初めに、会議録の承認を行います。9月15日の会議録の署名者は中上委員と森委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、10月20日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

木村教育次長

【一般報告】

1 市会関係

○10/30～11/1 こども青少年・教育委員会（視察）

教育次長の木村です。それでは、報告いたします。

まず、市会関係ですが、10月30日から11月1日まで、こども青少年・教育委員会の視察が行われ、片山総務課長が同行しました。

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○10/26 スクールミーティング

○11/4 よこはまの未来の作戦会議
豊岡小学校創立100周年記念式典

○11/7 こころの劇場

○11/8 第73回横浜市中学校総合体育大会閉会式

○11/11 永田台小学校創立50周年記念式典
矢向小学校創立80周年記念式典
第25回全日本高等学校吹奏楽大会 in 横浜

○11/14 第72回横浜文化賞贈呈式

(2) 報告事項

○横浜市いじめ防止啓発月間の取組について

○2023年度 横浜市教育センター研究発表会「社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義」の実施について

○中学校給食の安全対策に関する取組状況について

次に、教育委員会関係の主な会議等ですが、10月26日に、笹下中学校でスクールミーティングを実施し、中上委員、森委員、木村委員、四王天委員、大塚委員が出席されました。

11月4日に、よこはまの未来の作戦会議がパシフィコ横浜で開催され、四王天委員が出席されました。

同日、豊岡小学校創立100周年記念式典が行われ、鯉渕教育長が出席し、挨拶いたしました。

11月7日に、神奈川県民ホールで開催されていましたが、小学校6年生を対象としたところの劇場を、鯉渕教育長、中上委員、四王天委員が視察されました。

11月8日に、第73回横浜市中学校総合体育大会の閉会式が横浜武道館で行われ、鯉渕教育長が出席し、挨拶いたしました。

11月11日には、永田台小学校創立50周年記念式典に四王天委員が、矢向小学校創立80周年記念式典に大塚委員がそれぞれ出席し、挨拶されました。

また、同日、第25回全日本高等学校吹奏楽大会 in 横浜が横浜みなとみらいホールにて開催され、鯉渕教育長が出席いたしました。

11月14日に、第72回横浜文化賞贈呈式が横浜みなとみらい小ホールで開催され、鯉渕教育長が出席いたしました。

次に、報告事項として、この後、所管課から3点報告いたします。まず、1点目ですが、「横浜市いじめ防止啓発月間の取組について」、2点目は、「2023年度 横浜市教育センター研究発表会『社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義』の実施について」、最後に3点目は、「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」、報告いたします。

私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしました。何か御意見・御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それでは次に、「横浜市いじめ防止啓発月間の取組について」、所管課から御報告いたします。

近藤人権健康教育部長

人権健康教育部長の近藤です。よろしくお願いたします。12月はいじめ防止啓発月間になりますので、その取組について御説明させていただきます。詳細は所管の住田より説明いたします。

住田人権教育・児童生徒課長

おはようございます。人権教育・児童生徒課長の住田でございます。まずはお手元の記者発表資料に沿って御説明させていただきます。表面の「いじめ防止市民フォーラムを開催します」という資料を御覧ください。横浜市では「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、12月を「いじめ防止啓発月間」と位置づけ、様々な取組を実施します。本月間の一環として、子どもの健全育成に係る関係機関と協働し、「いじめ防止市民フォーラム」を開催します。今年度のフォーラムでは、代表校約30校の児童生徒が一堂に会し、「いじめをなくすために、私ができること」を議論します。また、小学生から高校生までの児童生徒代表と大人代表が話し合うパネルディスカッションも実施いたします。

「いじめ防止市民フォーラム概要」です。「日時」は、12月1日金曜日の14時から15時35分です。「会場」は、横浜市役所1階のアトリウムです。「テーマ」としまして、「オール横浜でつながり、広げる、いじめ未然防止の輪～いじめをなくすために、私ができること～」としています。

「内容」としましては2部構成になっておりまして、まず、第1部は、「1 児童生徒によるグループ協議」です。代表の児童生徒がグループに分かれて「いじめをなくすために、私ができること」について話し合いをします。第2部としまして、「2 児童生徒と大人代表によるパネルディスカッション」を行いま

す。児童生徒代表4名（小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の各代表）と、大人3名（学校・保護者・地域の各代表）でパネルディスカッションを行います。

下の枠囲みの中を御覧ください。12月は「いじめ防止啓発月間」です。子どもの健全育成に係る関係機関と協働して、いじめ防止の取組を推進します。「横浜市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要があります。児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるために、下記取組を実施いたします。

「取組1 いじめ防止に向けたポスター・のぼり掲出」。啓発月間の「ポスター」と「のぼり旗」を、全市立学校、関係機関・団体、区役所等で掲示いたします。「取組2 市営地下鉄での広告掲出」。市営地下鉄（ブルーライン・グリーンライン車内）にて広告を掲出し、いじめの相談窓口について周知いたします。

「取組3 いじめ解決一斉キャンペーン」。各学校で、子どもたちに無記名アンケートを実施し、学校いじめ防止対策委員会で点検・確認いたします。ポスターやのぼりにつきましては、資料の右側に載せさせていただいている以外のものを会議場の周りに貼らせていただいておりますので、そちらも併せて御覧ください。

裏面です。「令和5年度 子どもの健全育成に係る関係機関等『横浜市いじめ問題対策連絡協議会』の取組について」を細かく載せてありますので、こちらは読みいただければと思います。報告は以上です。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。毎年言っているかもしれませんが、区や本市全体でこういう取組をしている発表の場などで、挨拶運動ですとか、制作物をみんなで作ってみたり、いろいろなことを実施しているのを拝見します。中にはすごく考えて行っているものもありますが、何か実施しようと思えば思うほど、実施することに一生懸命になってしまったり、発表することに一生懸命になってしまって、目的と手段が分からなくなってしまうということも起きかねないと思っています。なので、取り組むことではなくて、今取り組もうと思っていること、例えば、新しい取組を毎年始めようと思っているときに、「本当にそれはいじめがなくなることにつながるのだろうか」と考えるところにしっかり時間をかけてほしいと思っています。そういったことも今年はどうなっているか、12月に見ていきたいと思っています。

あとは、昨年度の発表の場ですね。写真にもありますが、中学生がそこで登壇されていたかと思います。その中学生は、学校の中で児童生徒だけで話合っていると分からなくなるところがあって、専門家や大人の人にも入ってもらって深めたいというような趣旨のお話をされていたかと思っています。すごく大事な問題提起だと思ひまして、そういったことが実際に今年度は行われていたのかというところを、もし聞いていらしたらお聞きしたいと思ひました。お願いします。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。昨年度にそういった問題提起や課題を挙げていただいたことを振り返って、今年度は初めから、横浜子ども会議自体は各学校、中学校ブロックで行っているものですが、その取組の中に生かせるよう、いかに保護者や地域を巻き込んでいくのかということをしテーマに入れて、各学校で考えているところです。そういったことも踏まえて、今回のパネルディスカッションの

中で、また話合いが密に深く行われればという願いを込めています。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

小学校・中学校・高等学校の子どもたちが集まる意義というのも大変大きいと思います。なおかつ、12月にいじめ防止啓発月間が行われる理由というところでいくと、世界人権宣言、そして人権週間の重なりというのを非常に意識して設定されていると思います。そういったことも、子どもたち自身がそれを理解しているということが必要ではないかと思います。そして、基本的人権の尊重という憲法とも重なっている部分、そういったものが国を挙げて、世界を挙げて、人は尊重される存在だということを、しっかりと知識的な部分で子どもたちが学んでいくことが繰り返されるという。その中で自分は何ができるかということ子どもたちがここで議論する、ある意味、宣言なのだと思います。ただ、できるというのは、できたかできないかという評価を求められることにもつながるので、子どもたち自身にも覚悟がないとなかなか伝えていくことができません。ここに集まってくる子どもたちは、その覚悟を持って来ていると思いますし、また、このいじめ防止市民フォーラムが終わった後、それぞれの子どもたちが学校へ戻って、自分はどういうことを学んできた、みんなぜひこういうことに取り組もうという、できたかできないかというところをもう一步越えて、今後のテーマの在り方として、子ども自身が いじめのない学校を作りたい、いじめのないまちを作りたい、いじめのない社会を作りたい、そういう思いや願いを語って、そして、その思いや願いをかなえるために何ができるかという具体をみんなで考えようという、それもきっとこれまでに取り組んできたことなのですが、改めてできることの次の方向性というものを考えていっていただきたいと思います。要望です。

鯉淵教育長

ほかに。

木村委員

できたできない、いろいろありますが、一つ私が大事だと思っているのは、どういう思いが子どもたちにとって、その思いをどのようにみんなが酌み取ってあげるか。例えば、家に帰ってきた子どもに「今日どうだった？」や「何ができた？」などではなくて、どういう思いがどのようにうまく展開できたかというところで、何か成果物を出さないといけないのではなくて、その思いをどう酌み取ってみんなが感じるかということが大事かと思います。横浜市は非認知能力的なものをもものすごく重要視していますから、そういったところにもつながるような在り方が必要かと思います。よく自己肯定感が低いなどと言いますが、まず思うのは、自己存在感をどう維持するかというのが大事なのではないかと思います。自己肯定感ではなくて自己存在感、自分はここにいるんだよとか、そういったところをしっかりとみんなが理解することが大事なのではないかと思います。以上です。

鯉淵教育長

御意見ということでよろしいですか。

木村委員

はい。

鯉淵教育長

では、中上委員。

中上委員

いじめ防止啓発月間ということで、これは大塚委員もおっしゃいましたけれど

も、人権全般のあらゆる差別に対する強化月間でもあるわけです。教育委員会事務局がいじめ防止の取組を推進し、学校現場の中でいかにいじめをなくしていくかという、非常に意義のある重点取組は当然だと思いますが、一方で、いろいろな差別を子どもたちが理解して、自分たちも加害者にならないような教育ですよ。いじめの原因にもいろいろありますが、世の中にはいろいろな人権を侵害するような差別や問題が大人同士でもありますし、このいじめ防止市民フォーラムを通じて自分たちが加害者にならないような働きかけを行っていく。特に、資料の裏面にありますように学校だけでは解決しませんし、また、地域にもいろいろな課題があると思いますので、地域の各機関・団体との連携、これが非常に大事だと思います。ですから、今までも一生懸命取り組んでおられると思いますが、引き続きこれに集中して、ここで効果を出していただきたいと思います。以上です。

四王天委員

いじめ防止啓発月間という捉えではあるのですが、例えば9月は障害者雇用支援月間ですとか、11月は児童虐待防止推進月間など、その月によってこういう月間テーマが設置されると思いますが、このテーマというのは、本来はエブリーマンスですよ。エブリーマンスで意識しなければいけないことの中であるわけですが、特にこの12月のいじめ防止啓発月間ということで強調すること、それは何かございますか。

住田人権教育・児童生徒課長

ありがとうございます。先ほどから御発言いただいているように、もちろんこれは人権週間に伴った、いわゆる人権の問題としてのいじめ防止啓発月間を位置づけております。その中で、私たちとしてはこういった市民に向けてもそうですし、学校の中でもいじめ解決一斉キャンペーンを行って更に洗い出しを行っていくなど、特にこの月だけ取り組めば良いということでは全くございませんし、そこを改めて意識するという、そういった位置づけにしております。

四王天委員

この月が終わると急に意識が低下してしまうのでは何にもなりませんので、ぜひともこの月が終わった後に、更にそれに上乗せできるような活動ができるように期待しております。

鯉渕教育長

よろしいでしょうか。

それでは次に、「2023年度 横浜市教育センター研究発表会『社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義』の実施について」、所管課から御報告いたします。

石川学校教育企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。「2023年度 横浜市教育センター研究発表会『社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義』」、これはテーマでございますが、これについて御報告いたします。詳細は所管の課長から申し上げます。

高橋小中学校企画課長

小中学校企画課長の高橋でございます。横浜市教育センター研究発表会では、横浜教育ビジョン2030の実現に向けて、教育委員会事務局の各課・室の取組や研究成果を発信しています。初めに、開催の経緯等をお話しさせていただきます。本研究発表会は、第4期横浜市教育振興基本計画の柱2「ともに未来をつくる力の育成」施策2として「持続可能な社会の創り手育成の推進」に基づいて行います。現行の学習指導要領において、これからの教育の目指すべき姿として、児童

生徒が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。本市でも、横浜教育ビジョン2030に示している、横浜の教育が育む力である「知」「徳」「体」「公」「開」の、特に「開」の部分であります「未来を開く志」において、持続可能な開発目標SDGsの達成を目指し、「多様性を尊重し、身近なところから行動する力を育みます」としており、これは横浜市の教育の大きな特色でございます。今年度は、SDGs達成の担い手育成推進校の実践を通して地域や社会の課題の解決を図るため、地域・企業・NPO等と連携・協働することに重点を置いた研究をしてきました。そこで、実施要項にあるとおり、「社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義」をテーマに、学校管理職を対象とした、「2023年度 横浜市教育センター研究発表会」を開催したいと思います。

資料を御覧ください。「1 目的」から「4 参加者」につきましては、記載のとおりでございます。研究発表会の開催を横浜市内だけでなく広く周知するため、神奈川県教育委員会に周知依頼を行い、また、ESD活動支援センターや公益財団法人ユネスコ・アジア文化センターのホームページにチラシの掲載依頼を行ったりしています。

「5 時程」ですが、本研究発表会の開催にあたりまして、文部科学省挨拶を国際統括官付ユネスコ振興推進係の三島様をお願いしております。第1部では、「地域・企業・NPOなどとの連携・協働に重点を置いたカリキュラムデザイン」をテーマに、SDGs達成の担い手育成推進校の校長が報告を行います。報告者は、みなとみらい本町小学校の小正校長、南希望が丘中学校の内田校長、東高校の大山校長です。報告後、「各校の教育活動における外部との連携・協働の現状」をテーマに、グループ協議を行います。

実施要項の2ページを御覧ください。第2部は、「社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義」をテーマに、東京都市大学の佐藤真久教授に御講演いただきます。佐藤教授は、平成28年度から本市ESD推進コンソーシアムコーディネーターとして、本市のSDGs達成の担い手育成の推進に御尽力いただいています。

第3部は、学校や教育委員会事務局だけでなく、政策局共創推進課及び市民局市民協働推進課からの報告とグループでの振り返りを行い、最後に佐藤教授に本研究発表会のまとめをお話しいたいただきます。説明は以上です。よろしく願いたします。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

森委員

御報告ありがとうございます。先日、学校訪問に行ったときに、各学校の管理職の皆さんがESDの視点を持って学校教育を進めていくことがいかに大事なことかということを見てきたばかりですので、こういった研修を位置づけて行うということは本当に大事なことだと思います。

まず最初に、こういうタイトルというのでしょうか、「社会に開かれた教育課程における連携・協働の意義」と設けていると思うのですが、教育委員会事務局としてその意義というのはどのように考えているかということをお聞きしても良いでしょうか。

高橋小中学校
企画課長

ありがとうございます。社会に開かれた教育課程の実現に向けてでございます。地域の連携・協働については理解が深まってきたと実感しておりますが、例えば、社会を創り出していく資質・能力をもっと明らかにすることや、また、そ

の目標を学校や社会が共有して学校教育をもう一度見つめ直していくというところについては、更に推進が必要ではないかと感じておりますので、このような方向で考えております。

森委員 それにおいての今の最も大きな課題は何と捉えていらっしゃいますか。

高橋小中学校
企画課 一部の学級や学年で、総合的な学習やよこはま子ども国際平和スピーチコンテストに参加するなど様々な取組が進んでいるところでございますが、御見学いただいた学校のように学校全体でホールスクールとして取り組んでいくことが大事だということを更に推進していきたいという思いでございます。

森委員 ありがとうございます。実際に見学に行つての発見としましては、まず最初にビジョンをはっきりさせていくということと、それに対して教職員の心理的安全性を高める。その上での対話をずっと繰り返していくことで、教職員の皆さんが実際に安心して考える環境づくりになっていくのだなと思います。一旦考え始めていくとどんどんそういった、各教科の中であったり、学びの中であったり、校内フリースクールの中であったり、いろいろな場面で生かされていくという気付きもありましたので、そういったところがきっとこの中でも話し合われるのだろうと思いました。実際に社会の創り手の育成と言いつつ、子どもたちは既に社会の一員だと思いますので、自分たちは社会の中の一員なんだ、その創り手なんだという実感と、教職員の皆さんもそうだという思い。私たちはどういう協働を作っていくのか。協働することが何か負担感や取り組まなければいけないことというのが入り口ではなくて、それこそが学びにつながっていく、それを行つてみたいというような場になると良いなと思います。

鯉淵教育長 ほかにいかがでしょうか。

四王天委員 この目的の中に「地域・企業・NPOなどとの連携・協働」という項目があります。この企業についてですが、企業のこのような事業に対する熱量とか反応とか、そういったものはいかがでしょうか。

高橋小中学校
企画課長 夏に、スタートアップ企業やNPOの方と中学生・高校生の交流会を行いました。企業の方からは、企業としても関わって進めていくことで企業の人材育成にもつながっているというお話をたくさん頂いていて、Win-Winの関係なんだ、というお声掛けはたくさん頂いているところでございます。

四王天委員 ありがとうございます。新興のやる気のある、新しく事業を起こそうという企業の御意見ということで、確かによく分かります。企業も多種多様ありますので、いろいろな企業の意見を聞いて、幅広く社会のことを知っていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長 ほかにいかがでしょうか。

大塚委員 今回、参加者の対象のメインは横浜市立学校管理職となっておりますが、主に校長が対象と考えてよろしいでしょうか。

高橋小中学校 企画課長	まず、学校づくりですので学校長とっておりますが、副校長や、それこそ教務主任も含めて、やはり学校を作っていく、戦略を立てていくということになります。こちらの参加は、まずは学校長としておりますが、録画等もできますので広げて、校長や副校長と共有できるような関係づくりも進めていきたいと考えております。
大塚委員	<p>学校長もE S Dの大事さ、社会に開かれた教育課程の重要さというのは理解していらっしゃると思います。それをまた副校長と共有して、自校の実態からどんな取組が可能かということを経営職として共有しながら進めていくということを考えますと、ぜひ学校長以外の副校長、教務主任等の研修の充実というところをお願いしたいと思います。</p> <p>もう1点、グループ協議のところに「各校の教育活動における外部との連携・協働の現状」とありますが、どのような意見がここで出されるかということは想定されていらっしゃるのでしょうか。</p>
高橋小中学校 企画課長	<p>ありがとうございます。まだ一部の取組であるという学校が、ユネスコスクール等を目標に、学校全体のホールスクールのアプローチとして進めていけるように、そのような課題感があるのではないかと感じております。そちらについて、今回は座談会形式で進めていこうと考えておりますので、小中学校企画課の指導主事がファシリテーターとなりながら、そのような課題感を集約して焦点化していきたいと考えております。</p>
大塚委員	<p>グループ協議等が終わった後でアンケートをお取りになると思いますが、学校の現状と言いますか、ここで出されている本音の部分というものを、ぜひ教育委員会事務局が理解して把握していただいて、そして、学校が負担感のない、少ない中でどうこの取組を充実させていけるかという方向性をしっかり出していただきたいと思います。よろしく願いいたします。</p>
鯉淵教育長	<p>ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは次に、「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」、所管課から御報告いたします。</p>
田中中学校給 食推進担当部 長	<p>それでは、御報告させていただきます。私は、中学校給食推進担当部長の田中と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。「中学校給食の安全対策に関する取組状況について」ということで、本日は2点、御報告させていただきます。1点目が、「1 中学校給食において副菜提供中止に至った件について」、そして2点目が、「2 学校給食で使用した豚肉の食材加工業者による産地偽装について」でございます。説明につきましては健康教育・食育課担当課長の木村より御報告させていただきます。</p>
鯉淵教育長	<p>説明者はマスクを取って、マイクに入りやすいようにしてください。</p>
木村健康教 育・食育課担 当課長	<p>健康教育・食育課担当課長の木村でございます。よろしくお願い申し上げます。それでは、1点目です。「中学校給食において副菜提供中止に至った件について」でございます。</p> <p>「1 概要」。令和5年10月5日の給食で提供を予定していた「粉ふき芋」について、給食調理製造事業者（B）が調理をする際に、食材であるじゃが芋から</p>

たばこの吸い殻が発見されたため、全学校において粉ふき芋の提供を中止する旨、令和5年10月5日に記者発表を行い、第一報でお知らせいたしました。

「2 提供ができなかった学校数及び注文数」。こちらは教職員は除きますが、学校数、中学校は、給食実施校全144校のうち139校です。小学校等は、給食室改修期間中の小学校、試食会実施校の全8校です。注文数は29,877食でございます。

「3 具体的な状況」です。令和5年10月5日木曜日4時頃、給食調理製造事業者（B）が調理をする際に、食材であるじゃが芋の中からたばこの吸い殻を発見。8時50分頃、給食調理製造事業者（B）から本市に報告。9時、健康教育・食育課において、当該じゃが芋について、全ての給食調理製造事業者（4社）が同じ納品事業者（A）から納品されていることを確認。9時30分、健康教育・食育課において、粉ふき芋の提供中止を決定。既に給食の盛り付けは終了しているため、全校にメールを送信し、更に電話にて粉ふき芋を喫食しないように連絡。16時、本件について保護者宛てにメールを順次送付。同内容を、学校を通じて保護者宛てに文書を配布依頼。なお、事案を受け、原因究明を進めることとし、当該納品事業者（A）からの食材調達は、念のため止めました。

「学校及び保護者への連絡について」です。「（1）学校への連絡について」。8時50分頃に異物が発見され取り除き、当該じゃが芋は全量廃棄したと給食調理製造事業者（B）から連絡があったため、影響がある可能性も考慮し、学校へ粉ふき芋を喫食しないようにメール及び電話をしました。その後、関係各所と情報を整理し、異物がたばこの吸い殻だということを含めた本件の概要及び保護者宛の文書を16時25分頃にメールで連絡いたしました。

「（2）保護者への連絡について」。学校へ10月5日16時25分頃にメールで連絡し、それ以降、学校が保護者へお伝えしています。また、同内容を中学校給食のサポートセンターより10月5日19時頃からメールで順次送付し、20時50分頃に送信が完了しています。

おめくりください。「4 提供中止後の対応について」。10月5日、関係自治体の保健所（以下、保健所）が納品事業者製造工場（A）へ立入調査。10月6日、健康教育・食育課が納品事業者（A）及び給食調理製造事業者（B）へ聞き取り、保健所及び健康教育・食育課が給食調理製造事業者製造工場（B）へ立入調査。10月10日、健康教育・食育課が給食調理製造事業者製造工場（B）へ立ち入り、衛生指導。

「5 健康教育・食育課の聞き取り調査結果と保健所の立入調査結果について」。「（1）健康教育・食育課による聞き取り調査結果について」。「ア 納品事業者（A）への聞き取り」。作業員の白衣にポケットはなく、私物の持ち込みはない。従業員の喫煙者や銘柄を記録管理しているが、当該異物と同じ銘柄たばこの喫煙者はいない。配送は外注しており、ドライバーは日によって替わることもある。当該異物混入のあったじゃが芋の担当ドライバーは喫煙者だったが、当該異物の銘柄たばこは異なった。今後は、購入した野菜を検品時に一度全て広げて確認する新たなルールを設け、より一層衛生管理を徹底していく。

「イ 給食調理製造事業者（B）への聞き取り」。調理員の白衣にポケットはなく、私物の持ち込みはない。喫煙者は記録管理していないが、20名程度いると思う。当日の検品担当者や当該釜の調理員の中に喫煙者はいない。

「（2）保健所による立入調査結果について」。「ア 納品事業者製造工場（A）へ立入調査」、こちらは保健所からの口頭報告内容になります。異物混入の原因究明の観点で、「原材料の受入れから出荷時までの検品体制」「コンテナの清掃管理」「施設内外の異物混入防止対策」等について、保健所による調査が

行われました。調査の結果、当該異物混入につながる状況は確認されず、施設内でたばこが混入する可能性は低いと推察されましたが、加工、出荷時の目視点検の徹底及び従業者への衛生教育、周知徹底等について指導が行われました。

「イ 給食調理製造事業者製造工場（B）へ立入調査」、こちらは健康教育・食育課が同行しております。当該異物混入の可能性の有無等の確認のため、喫煙場所や状況、従業員の服装や工場内への私物の持ち込み等について、保健所による調査が行われました。調査の結果、当該異物混入につながる原因の特定には至らず、混入の可能性は低いと考えられましたが、検品のためのマニュアルがなかったため、作成することについて指導が行われました。

「6 10月5日の粉ふき芋の検査結果について」。10月5日に盛り付けが行われた粉ふき芋について、各社1検体ずつ計4検体抽出し、ニコチンが含まれるかどうか検査を実施しました。その結果、全検体においてニコチンは検出されませんでした。

「7 10月5日の給食費の取扱いについて」。たばこの吸い殻という重大な異物の発見に伴い、未然に取り除いたものの、影響がある可能性も考慮し、予定していた献立（粉ふき芋）を提供できなかったため、10月5日の給食費をお支払いいただいた方に対し、275円分のポイントバックを行いました。「（1）ポイントバックに要した金額」。中学校6,550,775円、給食室改修期間中の小学校462,000円、合計7,012,775円。「（2）予算の取扱いについて」。令和5年度一般会計歳出第15款7項3目中学校給食事業費において、給食の提供ができなかった際にポイントバックを行うための予算を計上しており、今回のポイントバックについても当該予算から支出しています。

「8 調査結果を踏まえた今後の安全対策」。納品事業者（A）及び給食調理製造事業者（B）への聞き取りや各保健所の立入調査等を通じて、納品事業者（A）及び給食調理製造事業者（B）ともに工程を詳細に確認し、混入等の起こり得るリスクの洗い出しを行いました。今後に向けて、次の対策を徹底し、再発防止に努めてまいります。なお、10月6日以降、当該納品事業者（A）からの食材調達を止めていましたが、状況確認及び今後の衛生管理体制等を踏まえ、16日月曜日以降の制限を解除しました。

「（1）納品食材への混入を防ぐ対策」。納品事業者による出荷時の検品、給食調理製造事業者による納品された食材の検品を強化・徹底することで、異物が調理場に持ち込まれる可能性を未然に防ぎます。あわせて、納品事業者は、出荷時に搬送用コンテナ内に異物がないことを確認するとともに、食材を入れた包装材をコンテナ内に直接置かないよう、毎回新しいビニールを敷く対策を徹底し、異物の混入を未然に防ぎます。

「（2）食材加工時又は給食調理製造時の混入を防ぐ対策」。納品事業者及び給食調理製造事業者ともに、施設内で異物混入が起こり得る状況を点検するほか、食材に異物が付着していないか目視確認を徹底します。

「（3）従業者への衛生教育」。納品事業者及び給食調理事業者ともに、今回の異物混入の経緯や今後の対策等について全従業員へ周知するとともに、衛生教育を再度徹底します。

「（4）その他の対策」。ア、納品事業者（A）及び給食調理製造事業者（4社）ともに、施設内に防犯カメラを設置する方向で調整中です。「防犯カメラの設置状況について」。「（1）納品事業者（A）について」。今回の件を受け、12月中に工場内に防犯カメラを設置する予定です。「（2）給食調理製造事業者（4社）について」。4事業者のうち、2事業者については従前から工場内に防犯カメラが設置されています。残りの2事業者についても設置の方向で調整中で

す。

イ、給食調理製造事業者の夜間トラブル発生時に即座に対応するよう、健康教育・食育課の緊急連絡体制を整備し、万が一、異物混入等の事故が発生した場合でも給食の提供中止等の判断がすぐ行えるよう改善いたしました。

おめぐりください。「2 学校給食で使用した豚肉の食材加工業者による産地偽装について」です。

「1 概要」。令和5年10月31日、川崎市が学校給食で使用している豚肉を、食材加工業者が外国産を国内産と偽って（産地偽装）納入したことについて発表しました。このたび、本市の中学校給食の一部で使用していた豚肉についても、産地を偽って納入していた旨、当該食材加工業者から令和5年11月10日に連絡があり、同日に記者発表を行いましたのでお知らせします。なお、この件については、神奈川県警察本部への情報提供を行い、連携して対応しています。

「2 食材加工業者」。株式会社寿食品、相模原市中央区にございます。

「3 当該食材加工業者と本市の取引状況」。「（1）小学校給食」。公益財団法人よこはま学校食育財団の物資納入事業者への登録はなく、納入していた実績はありません。本市の小学校では、食材調達を公益財団法人よこはま学校食育財団に委託しております。民間委託校2校（本牧南小学校、都筑小学校）については、当該食材加工業者が受託しています。委託業務は調理業務のみで、寿食品から食材の納品は受けておりません。なお、令和5年12月をもって当該2校の学校給食から撤退するとの申し出を受けました。令和6年1月以降は他社が対応予定としています。

「（2）中学校給食」。給食の調理及び物資混入を委託している4社のうち、1社において寿食品と契約実績があり、給食が開始した令和3年度以降、豚肉の納品がありました。なお、令和5年10月25日以降は当該食材加工業者からの納品はされていません。本市の中学校では、食材調達を給食調理製造事業者に委託しています。

「4 当該食材加工業者と契約実績がある給食調理製造事業者からの給食提供がある学校」、こちらは調査中です。中学校、中区5校、青葉区13校、都筑区8校の中学校です。小学校等給食室改修期間中の以下の小学校。令和3年度、石川小学校。令和4年度、鉄小学校、茅ヶ崎小学校、北山田小学校、新石川小学校、立野小学校。令和5年度、永田台小学校、霧が丘義務教育学校（前期課程）、川和東小学校です。

「5 現在の対応状況」です。他市の報道を受け、10月31日に物資購入委託事業者を通じて、納品され使用した豚肉の産地判別調査を実施しています。なお、納入された外国産豚肉は、一般に流通する輸入品と同じ製品であり、安全性に問題ないことは確認しており、現在のところ健康への影響などは確認されておりませんが、今後、どのような混入を行っていたのか、いつから産地偽装があったのか等について調査してまいります。こうした状況について、生徒や児童、保護者に向けて本市の中学校給食ホームページにてお知らせするとともに、対象の学校を通じてお知らせしました。以上でございます。

鯉淵教育長

説明が終了しましたが、御意見・御質問等ございますか。

森委員

今回の中学校給食において、一つ目の副菜の提供中止に至った件、じゃが芋からたばこの吸い殻を発見されたという件についてですが、子どもたちが安心して食べていけるためにすごく気になるので、今後の安全対策についてもう少しお聞きしたいと思います。検品の強化や目視確認の徹底、従業員の衛生教育の徹底、

これで本当に起きないのかというところと、もう少し具体的にどうしていくのかということについてお聞きしたいと思います。

木村健康教育・食育課担当課長

ありがとうございます。納品事業者において購入した野菜を、検品時に一度全て広げて確認する新たなルールを設ける等を考えております。また、検品目視を強化しまして、より一層衛生管理を徹底するよう依頼しております。給食調理製造事業者におきましては、食材を調理場に持ち込む前の段階で、検品を更に徹底するという事で、異物が調理場に持ち込まれる可能性という部分を未然に防ぎたいと思っています。従業員の衛生教育の徹底につきましても、納品事業者及び給食調理製造事業者ともに、今回の異物の経緯や今後の対策について、事業者の衛生研修等を通じて全従業員へ確実に周知してまいりたいと思っています。衛生教育を再度強化していきたいと思っています。

森委員

今、可能性を未然に防ぐという話もありましたが、今回は事前に気づくことがなぜできなかったのかとのことですが、気づくことが難しい構造がそこにあるのではないかと思います。それについてはどのようにお考えでしょうか。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。今回も調理中に異物を発見し、その当該異物が発見された釜のじゃが芋については、証拠品は残した上で全て廃棄させていただきましたので、生徒に提供されることについては未然に防ぐことができたと考えております。一方で、納品事業者の出荷時の検品や、給食調理製造事業者の納品時の検品で、調理場に持ち込まれることも事前に防ぐことができたのではないかと考えておりますので、今まで以上に食材の検品を含め、衛生管理の徹底については努めてまいりたいと考えております。

森委員

今、努めてまいりたいとお話いただいた部分ですが、今後起きないように各事業者に対して何をしていくのか、各事業者の人たちがどんなことをしていくのかということをもう一度、情報量が今多いので、整理して御説明いただければと思います。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。今でも行っているのですが、毎月実施している給食調理製造事業者との打合せの機会や、年に2回実施している給食調理製造事業者への衛生管理研修、そういったところで繰り返し衛生指導については行っていきます。また、栄養士等による工場巡回も定期的に行っておりますので、そういった中でも衛生管理について指導してまいります。

鯉渕教育長

ほかにいかがでしょうか。

木村委員

今回のたばこの吸い殻、産地偽装問題。本当であってはならないようなことだと思っています。基本的にスポーツの世界はそうですが、自分が食する物、飲む物は自分の責任なのですが、給食に関しては、事業者を信頼して出た物を食べるわけですから、ここは本当に大きな出来事だと思っています。先ほどからいろいろ聞いていますが、給食調理製造事業者（B）は、「喫煙者は記録管理していないが、20名程度いると思う」と記されています。これは全然、原因追究のための具体的なものでも何でもありませんね。「何々らしい」とか、「何々と思う」というのは、本当に無責任だと思います。こういったこともあって、たばこの吸い殻が調理場で発見されたということは事実ですから、業者名の公表ということは考

えていないのでしょうか。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。今回は、納品事業者及び給食調理製造事業者への聞き取りや各保健所の立入調査を通じ、納品事業者、給食調理製造事業者ともに工程を詳細に確認したのですが、当該異物の混入に至る原因の特定までは至りませんでした。そのような中で事業者名を公表いたしますと、風評被害を招く恐れもあることから、事業者名の公表については控えさせていただいております。

木村委員

原因追究は今後進めていかなければいけないと思います。因果律という言葉もありますが、同じ原因に同じ結果が必ず出てきますから、ここは徹底していただきたいと思います。業者の責任だけでは済まないと思います。教育委員会事務局として食の安全・安心、そして、いろいろなどところで言われていますが、インテグリティ、こういったものについてどのように指導・監督していたのかお聞きしたいです。あと、先ほど今後の安全マニュアルという話がありましたが、業者の安全マニュアルのチェックはしていたのでしょうか。

木村健康教育・食育課担当課長

ありがとうございます。まず、今回の事案というのは我々も初めてではあったのですが、こちらも教訓としまして、調理中はもちろん、食材の納品、検品に至るまで、今まで以上に衛生管理の徹底に努めてまいりたいと思っています。生徒に安全・安心な給食を提供することの重要性について、毎月実施している給食調理製造事業者との打合せや、あるいは年に2回実施しております給食調理製造事業者への衛生管理研修というところで、また繰り返し伝えさせていただいています。先ほどもお話ししましたが、栄養士等による工場巡回についても、衛生管理でしっかりと指導してまいりたいと思っています。

木村委員

先ほど森委員からもありましたが、資料を見ると、「徹底していく」、「徹底していく」とあります。何をどのように徹底することが徹底なのかという具体性がないと、何が徹底なのか。基本的に、後悔するけど反省しなかったら意味がないですし、徹底の内容をしっかりと次回にでも教えていただきたいと思います。そして、今後、中学校給食に関して、様々な業者に対して随意契約等々を結んでいきますよね。一連のこういった事件・事故があった中で、その契約内容に何かプラスアルファで追加されたことはあるのでしょうか。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。令和8年度以降の契約につきましては、これから手続を行っていくこととなりますので、今回のことも踏まえ、衛生管理指導がしっかりと行えるように、より具体的にしていきたいと考えております。これから検討してまいりたいと考えております。

木村委員

食に関しては生命にも関わってきますので、ぜひしっかりと取り組んでいただければと思います。以上です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

四王天委員

今まで通常、給食調理製造業者が異物を発見したときに、その後、調理というのはどうなるものなのでしょうか。保健所へすぐ届けたり調理をストップするなど、そのような対応の必要性はなかったのかどうか、その辺りについてお尋ねしたいと思います。

木村 健康教育・食育課担当課長

ありがとうございます。異物混入があった場合というのは、まず、委託者である横浜市教育委員会事務局に報告し、指示を仰ぐという契約になっており、今回は給食調理製造事業者から連絡を受けた横浜市教育委員会事務局が保健所へ連絡いたしました。しかし、異物混入のあった当日の提供について、発見が朝4時ということもありまして、横浜市教育委員会事務局に連絡が取れませんでした。そのため、製造を止めるという判断が給食調理製造事業者だけではできなかったことから、当該異物の発見された釜のじゃが芋は、証拠品を残して全量を廃棄し、その他の袋に入っていたじゃが芋をしっかりと目視点検して徹底した上で、使用して調理、盛り付けを行いました。

翌日以降の提供については、異物発見時の状況を踏まえ、食材検品、製造時における各工程でのチェック等の安全対策をしっかりと行うことで、提供できると判断いたしました。また、給食提供そのものを停止した場合ですが、給食を利用する生徒への代替になる食事の提供ができないことから、食の保障という観点におきましても、これまで日々行っています衛生管理指導の状況から、検品目視点検を徹底することを前提に、給食調理を継続することといたしました。

四王天委員

今までの報告を伺っていると、朝4時に発覚したとのことですが、このような給食調理製造事業者は深夜や早朝に働いています。深夜の報告は、横浜市の就業時間と違いがあるので、その差が判断の遅れにつながるようになったのかと思います。それを踏まえて、今後この差を埋めるような方策みたいなものは何か考えていらっしゃいますか。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。今回の事案を教訓にしまして、万が一、異物混入等の事故が発生した場合でもすぐに判断ができるように、健康教育・食育課の緊急連絡体制を整備いたしましたので、深夜調理中であっても連絡が取れる体制となっております。

四王天委員

緊急連絡体制というのは、具体的には例えばどういったものですか。

田中中学校給食推進担当部長

具体的には、工場で何かあった場合には、まず、健康教育・食育課の担当者に連絡がつながり、そこから判断が必要なものについては課長、部長、そして、重篤な問題については教育長まで確認が取れるような連絡体制でございます。

四王天委員

それはよく危機管理にある、枕元に携帯を置いてとか、そのようなレベルぐらいいまで行っているということですか。分かりました。それを行うということですね。

あと二つほど質問があるのですが、産地偽装については警察が介入しているとのことですが、たばこの吸い殻が混入していた今回の件については、警察に捜査を依頼することは考えなかったのでしょうか。

田中中学校給食推進担当部長

今回、保健所による立入調査も行っていただいたのですが、給食調理製造事業者、納品事業者ともに施設内でたばこが混入する可能性は極めて低いという結果が出されております。そういった中で、たばこの吸い殻が発見されておりますので、いわゆるヒューマンエラーが何かしら起こったと我々は考えておりまして、今回は警察に被害届を出すということはいたしませんでした。

四王天委員

産地偽装のほうは明らかに事件です。今回の場合は事故の可能性もあります。その辺りの見極めがどうしてもつかめないのが、警察の介入なしということになるのです。分かりました。

そしてもう一つ、一部報道で、給食で粉ふき芋が出回ってしまったとありました。それを一部の生徒が喫食してしまったというようなことも、実際に見たわけではないですが、そのようなことを聞きました。このような場合、粉ふき芋を絶対に食べては駄目という指示・命令というものが完全に意思統一されないものなのかどうか、その辺りのところの指示・命令が徹底できていないことが不安なのですが、その辺りについての事実等はいかがでしょうか。

田中中学校給食推進担当部長

ありがとうございます。今回、調理中にたばこの吸い殻が発見されて、そのじゃが芋は全量廃棄しております。そのほかの袋に入っていたじゃが芋は、目視点検を徹底した上で調理して盛り付けておりましたので、盛り付けられた粉ふき芋に異物が混入している可能性は極めて低い状況であるということが、まず前提としてございました。その上で、粉ふき芋を喫食しないようにと、我々も一つ一つの学校に電話で連絡してお伝えしたわけですが、結果として数人喫食してしまった生徒がいらっしゃったというような報告も受けておりますので、今後、学校へ情報提供を行う際には、確実に生徒に伝わるような伝達方法について、学校とも連携してまいりたいと考えております。

四王天委員

分かりました。こういうときに防ぐ方法としては、給食提供前に物理的に処理してしまうというぐらいの確実性をもって徹底していただきたいと思います。目の前に出されているものであったら、もしかしたら食べてしまうという恐れがあるので、物理的に除去、絶対に手に入らない、それぐらい徹底していただければと思います。以上です。

鯉渕教育長

ほかにいかがですか。

中上委員

最初の件については、ほかの委員の御指摘に私も賛同して重なりますのであえて言いませんが、再発防止をしっかりとさせていただくことを更にお願いたしたいと思います。その再発防止がきちんと徹底した上での話ですが、粉ふき芋に罪はないわけで、じゃが芋を食べるときに、芽は毒ですから取り除かなければいけないわけですが、いずれにしてもじゃが芋、粉ふき芋がトラウマにならないような食育も一方ではすべきかと思えます。

私の質問としては2件目にしたいと思いますが、産地偽装の件です。1件目もあってはならないのですが、2件目のほうは更にあってはならない話だと思っています。御報告にありましたように神奈川県警察本部ももう動いているということですから、レベルもまた一段と重い話ですので、横浜市ではどうしていくのか、今後どのように対応していくのかをお聞かせいただきたいと思います。

木村健康教育・食育課担当課長

ありがとうございます。現在、当該食材加工業者の納品された豚肉につきましても、産地判別の検査を行っております。結果が出次第、こちらも神奈川県警察本部に情報提供を行い、連携していきたいと考えております。今後は川崎市や、あるいは発表のありました相模原市の動向等も踏まえ、当該事業者がどのような購入を行ってきたのか、いつから産地偽装があったのかなどを、神奈川県警察本部と連携して調査してまいりたいと思っています。

また、これまで中学校給食では、産地判別検査というのを行っておりません

したので、今回の件を踏まえ、食肉を中心に産地判別検査を行う方向で現在調整しております。

中上委員

今回の件は他山の石として、横浜市でも起こり得るという意識で点検されると思いますが、しっかり点検をお願いしたいと思います。

それと、お聞きしたいのは、今、公益社団法人よこはま学校食育財団が、質の安定供給と価格の安定供給で一括購入など頑張っており安全性も見てくれていますが、今回のことを考えると、更に安全性についても、公益社団法人よこはま学校食育財団と教育委員会事務局が一緒になって取り組むべきだと思います。横浜市と公益社団法人よこはま学校食育財団の役割分担等はどうお考えでしょうか。

木村健康教育・食育課担当課長

ありがとうございます。まず、小学校給食におきまして、公益社団法人よこはま学校食育財団は、学校給食用物資の一括購入事業のほか、学校給食用物資の安全性確保のための食品衛生検査や放射性物資検査、給食実施校への巡回相談、食育等に関する取組、基準献立案の作成などの業務を、横浜市教育委員会事務局からの委託により実施しております。教育委員会事務局では、給食費の徴収あるいはそちらの執行等を行っています。

そして、中学校給食においては、食材調達及び検品検査を給食調理製造事業者に委託しております。教育委員会事務局では、事業者の食材調達あるいは保管を適切に行えるように、学校給食法の趣旨を踏まえ、横浜市中学校給食食材に関する基準書というものを作成して、これに基づいて事業者が適正に調達することとなっています。小学校と同様に、給食費の徴収・執行は教育委員会事務局が行っています。

そして、令和8年度以降ですが、中学校給食についても学校給食用物資の一括購入事業のほか、衛生検査などにつきましても公益社団法人よこはま学校食育財団に担っていただく方向で現在調整を進めています。

中上委員

今、調整中ということで、ぜひ検討していただきたいと思います。特に今、よく言われる、食の安全の中での食品衛生検査ですよね。これについては、肉などと動物にどんな医薬品が入っているのかや、牛や豚が食べている穀物など、そういった飼料からの残留農薬の話もあるでしょう。それはある程度、出荷証明等でチェックできるでしょうから、いずれにしても、食の安全と言いますか、衛生についてのチェックもしっかりしていただくように、よろしくお願いします。意見です。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。

大塚委員

私も産地偽装についてですが、学校給食は、安全で安心して子どもたちが楽しく食べていることで学校給食を信頼している。そしてまた、学校も社会もその信頼に最善の努力で応えている。そういうことが積み重なって今があると思っています。ですから、今回の産地偽装ということ自体は、学校給食に対する信頼を損ねる、皆様方もおっしゃっていますが、本当にあってはならないことだと考えています。不安に思っている生徒や児童、そして保護者の方々も多々いらっしゃると思います。そういった保護者、生徒、児童、それから学校への対応についてですが、連絡等は速やかに行うことができているのかということの確認を一つさせてください。

もう1点は、「1 概要」についてですが、先ほど御説明いただいた概要で

は、令和5年10月31日の川崎市の発表を受けて本市では令和5年11月10日に連絡を受けたとありますが、川崎市で発表があつてから横浜市で連絡を受けたその期間、教育委員会事務局としてどのような動きをなさつたかということも確認させていただきたいと思ひます。

木村健康教育・食育課担当課長

ありがとうございます。まず、令和5年11月10日に当該加工業者から本市に、川崎市と同様に産地を偽って豚肉を納入していたということが判明しました。その後、当該食材加工業者に聞き取りを行ひまして、やはり横浜市も事実だということが分かりました。同日中に対象の学校にメールで連絡させていただいたのですが、もう既に閉庁後であったため、まず生徒や児童、保護者に向けて、本市の中学校給食ホームページにてお知らせいたしました。令和5年11月13日の月曜日から、対象の学校を通じて保護者宛てで順次通知文を送つております。

また、令和5年10月31日の川崎市の発表から令和5年11月10日の横浜市の記者発表までの間ですが、この間、横浜市も小学校・中学校ともにどういふ状況だったのか、また、寿食品との関係性がどうだったのかといふのを詳細に情報収集していた期間でございます。その後、納品された豚肉につきましては、今現在、産地判別調査に出しているところでございます。

大塚委員

ありがとうございます。今後も敏感な、他都市の状況からの情報収集等に努めていただきたいと思ひます。それから、子どもたちの安全と安心、信頼、期待に応えられるような改善について、丁寧に取り組んでいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

鯉淵教育長

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に、議事日程に従ひ、審議案件に移ります。まず、会議の非公開について、お諮りします。教委第34号議案「横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に関する意見の申出について」、教委第35号議案「横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」は議会の審議案件のため、教委第36号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉淵教育長

それでは、教委第34号議案から教委第36号議案は、非公開といたします。審議に入る前に、事務局から報告をお願ひします。

片山総務課長

次回の教育委員会定例会は、12月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、12月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。

鯉淵教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、12月1日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次回の教育委員会臨時会は、12月15日金曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知いたしますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴・報道機関の方は御退席願ひます。また、関係部長以外の方も退席してください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

教委第 34 号議案「横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第 35 号議案「横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に関する意見の申出について」

(原案のとおり承認)

教委第 36 号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

鯉淵教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前11時10分]